

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「府令」という。)の定めるところによる。

(令6条例9・一部改正)

(申請者の要件)

第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)でない法人とする。

(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定により条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、府令に定める基準(府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

(令6条例9・一部改正)

(暴力団員等の排除)

第5条 指定児童発達支援事業所の管理者は、暴力団員等であつてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。

- (1) 共生型児童発達支援の事業
- (2) 基準該当児童発達支援の事業
- (3) 指定放課後等デイサービスの事業
- (4) 共生型放課後等デイサービスの事業
- (5) 基準該当放課後等デイサービスの事業
- (6) 指定居宅訪問型児童発達支援の事業
- (7) 指定保育所等訪問支援の事業

(令6条例9・一部改正)

(地産地消)

第6条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)における障害児への食事の提供に当たっては、地域で生産された農林水産物及びこれらを地域で加工した食品を積極的に利用するよう努めるものとする。

2 前項の規定は、前条第3項第1号の事業について準用する。

(令6条例9・一部改正)

(服薬管理)

第7条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して服薬の管理を行う場合は、服薬の管理に関する手引書を作成しなければならない。

2 前項の規定は、第5条第3項第1号から第5号までに掲げる事業について準用する。

(令6条例9・一部改正)

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日条例第9号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。